

## 学校保健安全法に基づく出席停止について

静岡県立大学

『学校保健安全法施行規則第三章 感染症の予防』に基づき、学校感染症に罹患した場合、「出席停止」の取り扱いをいたします。この期間は、治療に専念していただくようお願いします。  
 なお、大学に登校する際には、医師の診断を受け下記の証明書を健康支援センター(医務室)へご提出ください。

◎ 登校許可証の必要な感染症の種類は次のとおりです。

種類	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱 マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(感染症法に規定する)	治癒するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	主治医において 伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	主治医において 伝染のおそれがないと認めるまで
	その他の伝染病(マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎)等)	出席停止の措置が必要と考えられる伝染病

※出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたい基準が定められていますが、病状には個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、主治医の指示に従うよう注意してください。

※感染を防止するため、出席停止中は、他の方との接触は避けてください。

静岡県立大学行

### 登校許可証明書

学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_

上記の者は、感染する恐れがなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医師からの注意事項

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_